

津地区合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津地区合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、津地区合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職制及び職務)

第4条 事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長は、事務局の職員で協議会の会長（以下「会長」という。）が属する市町村の合併担当部課長又はそれに相当する職にあるもののうちから会長が任命する。

3 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、事務局長の命を受けて事務局の事務を処理する。

(準用)

第5条 事務局に設置する職及びその職務権限等については、別に定めるもののほか、会長が属する市町村の規定を準用する。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事項に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他会長が特に重要であると認める事項に関すること。

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 出張及び時間外（休日）勤務の命令並びに休暇に関すること。
- (4) その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。

（文書の取扱い）

第 8 条 事務局における文書の取扱いについては、会長が属する市町村の規定を準用する。

（公印）

第 9 条 協議会の公印の名称、形式、書体、寸法、使用区分、公印取扱責任者及び個数は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の使用その他取扱いについては、会長が属する市町村の規定を準用する。

（職員の服務）

第 1 0 条 事務局の職員の服務及び勤務時間その他勤務条件については、会長が属する市町村の例による。

（職員の給与等）

第 1 1 条 事務局の職員の給与等については、それぞれ派遣する市町村の負担とする。

2 事務局の職員の旅費については、会長が属する市町村の例により協議会が支給する。

（委任）

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 月 6 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	協議会の運営及び一般庶務・広報に関すること。
計 画 班	市町村建設計画の作成に関すること。
調 整 班	協定項目の調整に関すること。

別表第 2（第 9 条関係）

名 称	形 式	書 体	寸 法	使 用 区 分	公印取扱 責 任 者	個数
協議会印	津 地 区 合 併 協 議 会 之 印	れい書	方 2 1 mm	協議会名をも って発する文 書	事務局長	1
会長印	津 地 区 合 併 協 議 会 長 之 印	れい書	方 2 1 mm	会長名をもっ て発する文書	事務局長	1
事務局 長印	津 地 区 合 併 協 議 会 事 務 局 長 之 印	れい書	方 2 1 mm	事務局長名を もって発する 文書	事務局長	1